指定特定介護予防福祉用具販売事業運営規程

第一章．事業の目的及び運営の方針

第１条（事業の目的）

丸光ケアサービス株式会社が開設する指定特定福祉用具貸与栃木事業所(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な特定福祉用具を提供することを目的とする。

第２条(運営の方針)

事業所は、次に掲げる方針に基づき事業運営を行うものとする。

一．要介護者本位を基本とし、要介護者本人の意志及び自己決定権を尊重し、特定福祉用具の選択及び便用方法について本人が決定できるよう、十分な情報の提供と理解し得るための支援を行う。

二．要介護者が適切な特定福祉用具を用いて、その心身の低下機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう専門的知識を用いて支援を行う。

三．地域との結びつきを重視し、チームケアを基本に関係市町村・居宅介護支援事業者、他の指定特定福祉用具販売事業者、保健医療サーピス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

四．販売する特定福祉用具の質の評価を行い、常にその改善が図れる組織体制を取る。

第３条(事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	丸光ケアサービス株式会社　レンタル・住宅改修・販売
所在地	栃木県栃木市箱森町 50 番 15 号

第二章．職員の職種、員数及び職務内容

第４条(従業者の職種、員数等)

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職　　種	員　数	勤　務　形　態
管　理　者	１　名	常　　勤
専門相談員	６　名	常勤　６名（管理者兼務１名）
事務職員	２　名	常勤　２名

一.管理者１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自からも指定特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。又、事業所の指定特定福祉用具販売の従業者に厚生労働省令にて定められた、指定特定福祉用具販売等の人員及び運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

二.専門相談員６名

専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、及び介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な特定福祉用具の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて要介護者に実際に使用させながら使用方法の指導を行う。

第三章．営業日及び営業時間

第５条(営業日)

事業所の休日は、毎週土・日曜日及び 12 月 31 日から１月３日とし、営業日は、休日を除く毎日とする。ただし、休日であっても緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行うものとする。

第６条(営業時間)

事業所の営業時間は、営業日の午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。ただし、営業時間外であっても緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行うものとする。

第四章．指定特定福祉用具販売の提供方法、取扱う種目及び利用料等

第７条(利用申込者又はその家族への確認)

事業所は、特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市町村から交付されている被保険者証の内容確認を行うものとする。

一．被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行う。

二．被保険者証に介護認定審査会からの指示事項等の記載の有無の確認及び内容の確認を行う。

三．被保険者証に医療サービス等に係る主治医等の指示事項の記載の有無の確認及び内容の確認を行う。

第８条(指定特定福祉用具販売の提供方法)

事業所の指定特定福祉用具販売の提供方法は、次のとおり行うものとする。

一．要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている介護環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売価格等、選択に資する情報を提供

し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得る。

二．販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。

三．要介護者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を要介護者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ要介護者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四．要介護者等からの要請等に応じて、販売した特定福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理などを行う。

第 9 条(居宅サービス計画に沿った提供)

事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具の販売を行うものとする。

一．利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の変更の意向がある場合は、必要な援助を行うものとする。

第 10 条(取扱う種目)

事業所で取扱う指定特定福祉用具販売の種目は、次の表のとおりとする。

１．腰掛便座
２．自動排泄処理装置の交換可能部品
３．入浴補助用具
４．簡易浴槽
５．移動用リフトのつり具の部分

第 11 条(利用料等)

事業所で取扱う指定特定福祉用具販売を提供した場合の販売価額は、別紙のとおりとし、当該指定特定福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された割合となります。又、販売費用については、契約書時に交付される「販売サービス利用書」にも記載されるものとする。

１．前項に定めるもののはか、要介護者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一．第五章第１３条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から往復１キロメートル当り２０円。

二．特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

２．前項の費用の支払を受ける場合は、要介護者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

３．特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を要介護者に対して交付する。

一．当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

二．提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三．領収書

四．当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

第 12 条(故障・不具合・事故・苦情・その他の問い合わせ)

故障・不具合・事故・苦情・その他特定福祉用具の使用上の不明な点等の問い合わせ先を契約書とともに配布される「福祉用具販売　重要事項説明書」に明記するとともに、受付時間及び営業曜日も明記する。

第五章．通常の事業の実施地域

第 13 条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、次の表のとおりとする。

栃木市	佐野市	鹿沼市	小山市	足利市	宇都宮市
真岡市	下野市	壬生町	野木町	益子町	茂木町
上三川町	館林市	板倉町	古河市		

第六章．その他運営に関する重要事項

第 14 条(秘密保持)

事業所の専門相談員、その他の従業者である者及びあった者は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た要介護者又はその家族の秘密を漏らす行為について、雇用契約書に秘密保持義務を課す事項を盛り込み、雇用契約書を交わし守秘義務を課するものとする。

一．事業所は、サービス担当者会議等の出席において、要介護者の個人情報又はその家族の個人情報を用いる場合は、当該要介護者又はその家族に文章で説明を行い、同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けてから行うものとする。

第 15 条(指定特定福祉用具販売従業者等の研修等)

事業所は、指定特定福祉用具販売従業者等の資質の向上を図るための研修については、内外の研修を含め、次のとおり設定するとともに、その受講を確保するために事業所の業務体制の整備を図るものとする。

一．採用時研修採用後 3 ヵ月以内に採用時研修を実施する。

二．採用後研修資質の向上を目的に継続研修として年間 2 回を実施する。

第 16 条(指定特定福祉用具販売従業者等の健康管理)

事業所は、指定特定福祉用具販売従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理については、次のとおり行うものとする。

一．出勤時において、健康及び清潔保持に関する点検を健康チェック台帳に記載された項目に基づき、自己チェックを行い所属長に申告を行う。

二．労働安全衛生法の定めによる、定期健康診断を年 1 回行う。

三．指定特定福祉用具販売従業者が業務を行う際は、事業所貸与の制服を義務付け、罹患及び媒介を防止するために帰社後ルールに基づき洗浄消毒を行う。

四．居宅における罹患及び媒介予防の観点から訪問用携帯備品セットには、手指洗浄消毒薬等の設備をし、要介護者 1 件完結毎にルールに基づき手指洗浄消毒を行う。

第 17 条(指定特定福祉用具販売の衛生管理)

事業所は、常に衛生管理された清潔な特定福祉用具の販売に供するため、専用の保管場所に保管をする。

一．事業所の設備及び備品について整理・清掃を行い衛生的に管理する。

第 18 条(苦情処理)

事業所は、提供した指定特定福祉用具販売に係る要介護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

一．事業所は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ及び要介護者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

二．事業所は、提供した指定特定福祉用具販売に係る要介護者からの苦情に関して、国民健康保険団体違合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 19 条(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及び変更の援助)

事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供するものとする。

一．事業所は、要介護者又はその家族が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該要介護者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行うものとする。

第 20 条(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第 21 条(会計の区分)

事業所は、指定特定福祉用具販売事業の会計とその他事業の会計は、明確に区分し管理する業務体制を取るものとする。

第 22 条(記録の整備)

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を指定特定福祉用具販売事業とその他事業の諸記録と明確に区分して管理を行うものとする。

２.事業所は、要介護者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存管理を行うものとする。

第 23 条(事業所への掲示等)

事業所は、事業所内の見やすい場所を設定し、次のものの掲示を行うものとする。

一. 事業所運営規程の概要書。

二. 指定特定福祉用具販売従業者の勤務体制。

三. その他、利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項。

第 24 条(附則)

この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ピジョン真中株式会杜と事業所の管理者との協議に基づき定める.ものとする。

２. この運営規程は・平成 18 年　4 月 1 日から施行する。

平成２３年　８月１日改訂

平成２３年１１月１日改訂

平成２６年１０月１日改訂

平成２７年　２月１日改訂

平成２７年　６月１日改訂

平成２８年１２月１日改訂

令和２年　５月１日改訂

令和６年　４月１日改訂